

序章

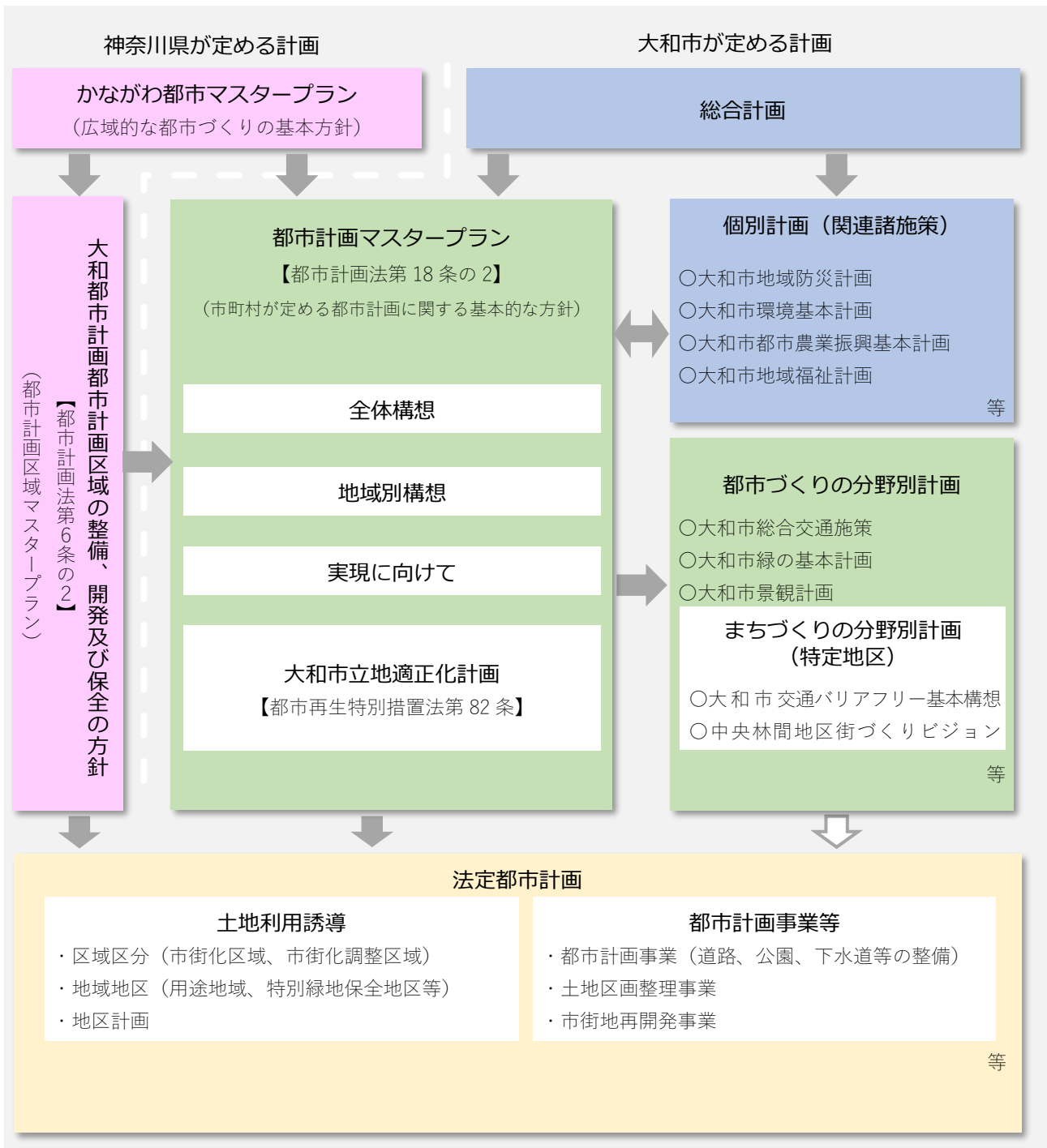
計画の概要

1. 位置づけと役割
2. 目標年次

1. 位置づけと役割

1 大和市都市計画マスタープランの位置づけ

- ・大和市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置づけられた「市町村が定める都市計画に関する基本的な方針」であり、神奈川県が定めるかながわ都市マスタープラン、及び都市計画区域マスタープランに即して定めます。
- ・総合計画を支える都市計画分野の計画であり、他の関連する個別計画との整合を図ります。



2 大和市都市計画マスタープランの役割

- ・これまでの都市計画マスタープランをもとにした、まちをより良くするための取り組みとともに、これまでに大和市に住まわれてきた市民、地域で活動する団体、事業者など、大和市を舞台とする多様な主体の方々が、この大和市をより活気があり、より良い環境にするための活動をされてきたことにより、今の大和市があります。
- ・これからの都市計画マスタープランは、これまで整えてきた都市構造や都市基盤を有効活用していく視点をもちながら、都市での生活や活動のあり方を共有するとともに、都市の使い方を道筋として示すことが必要であると考えます。
- ・そのため、大和市都市計画マスタープランでは、従来の都市計画法第18条の2に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針の性格を持ちつつ、大和市という都市における生活や活動のあり方、まちづくり活動の道筋などを示すことにより、これまで以上に大和市を使いこなしてほしいという期待を込めて作成し、次の3つの役割を担うものとなります。

1. 目指す都市の姿を明らかにする

本市の現状を的確に捉え、「くらし」、「なりわい」などの生活や活動のあり方と、それを実現するための「目指す都市の姿」を掲げます。

2. 行政が主体的に取り組む都市づくりの方針とする

本市における都市づくり分野の基本的な方針として、他の各分野の個別計画等と連携し、総合計画に掲げる将来都市像の実現を支える「方針」となります。

3. 市民や事業者などが主体的に取り組むまちづくりの指針となる

行政だけでなく、市民や事業者などの本市に関わる皆さまが「目指す都市」の実現に向け、土地の利用や空間の形成、地区まちづくり活動などに取り組む際の「指針」となります。

2. 目標年次

- ・大和市都市計画マスタープランは、都市計画の実現に必要な長期的視点に立ち、将来を見据えた計画として、概ね 20 年先の令和 22 年度（2040 年度）を目標年次とします。